

石川看護雑誌 発行規定

(趣旨)

第1条 この規定は、石川県立看護大学石川看護雑誌編集委員会規程に基づき、石川県立看護大学石川看護雑誌編集委員会（以下「委員会」という）の所管事務のうち、研究活動の成果報告（学術雑誌（以下「本誌」という））に関することを定める。

(名称)

第2条 本誌の名称は、和文名で石川看護雑誌、英文名で *Ishikawa Journal of Nursing* とする。

(委員会)

第3条 本誌の編集、発行に関する責任は、委員会が負い、この規定に定めるもののほか本誌の編集、発行に関する事項は委員会が別に定める。

(発行)

第4条 本誌は、原則として、毎年1回発行する。
2 本誌の製版は、A4版とする。

(投稿資格)

第5条 著者の少なくとも1名は石川県立看護大学専任教員、学生及び職員が含まれること。ただし委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

(論文の内容・種類)

第6条 投稿論文の内容は、看護学の発展に寄与する学術的なものに限る。

2 種類は総説、原著論文、資料とし、次のとおり定義する。

総説：これまでに公表された論文や書籍等の知見に基づき、特定のテーマについて分析・検討し、系統的、総合的に評価・考察したもの。本文の構成は特に指定しない。要旨、引用文献、英文抄録、図表等を含み最大で12ページ（24000字）以内。

原著論文：オリジナルなデータもしくは分析に基づく研究で、過去の研究成果を十分に参照し、結果に対して十分な考察がなされているもの。本文は原則として、はじめに、方法、結果、考察で構成される。要旨、引用文献、英文抄録、図表等を含み最大で12ページ（24000字）以内。

資料：看護学および関連学問領域における研究・教育・実践等に資するもの。調査報告、実践成果報告、活動記録、新しい考え方の提案などを含む。本文の構成は特に指定しない。要旨、引用文献、英文抄録、図表等を含み最大で8ページ（16000字）以内。

3 すでに公表された論文および他誌に投稿中の論文の投稿は認めない。

(原稿)

第7条 原稿は、別に定める「投稿規定」に基づいて作成するものとする。

(採否)

第8条 原稿の採否は、査読を経て委員会が決定する。

2 査読は一論文について2名以上とし、委員会が依頼した査読者に相応しい本学の教員若しくは外部の有識者があたる。

3 倫理上問題のある研究方法をとっているもの、若しくは公表に不適切な内容を含むものは採用しない。

(投稿原稿の著作権)

第9条 石川看護雑誌に掲載された論文の著作権は石川県立看護大学（以下「本学」という）に帰属する。本学はこれらの著作物の全部または一部、ならびに翻訳、翻案、データベース化等の二次的著作物を、本学のホームページ、機関リポジトリ等、本学が認めたネットワーク媒体での公衆送信、その他の媒体において複製、出版（電子出版を含む）、頒布することができる。

2. 石川看護雑誌に掲載された図表等を著書などに転載する場合、所定の手続きにより転載の許可を委員会に願い出た上で、「・・・より許可を得て転載」と明記しなければならない。

(配布)

第10条 本誌は、次に掲げるところに配布する。

- (1) 本学専任教員および投稿者
- (2) 国立国会図書館、看護学関係の学術研究機関及び県内の医療関係機関

【附則】

1. この規定は、平成15年6月12日から施行する。
2. 平成16年3月11日改訂。
3. 平成22年3月4日改訂。
4. 平成23年3月3日改訂。
5. 平成24年9月3日改訂。
6. 平成26年7月22日改訂。
7. 平成28年8月2日改訂。
8. 平成29年6月5日改訂。